

平成 2 2 年度関税改正における主な検討項目

平成 21 年 11 月 30 日
財 務 省

1 . 暫定税率の延長

今年度末に適用期限の到来する暫定税率（415品目）の適用期限の1年間延長

2 . 特別緊急関税制度等の延長

(1) 今年度末に期限の到来する特別緊急関税制度（米、乳製品等、ウルグアイ・ラウンド合意で関税化された146品目が対象）の適用期限の1年間延長

(2) 今年度末に期限の到来する牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限の1年間延長（牛肉についての発動基準の特例(注)を含む。）

(注) 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準をBSE発生前の水準（平成14年度及び15年度の輸入数量実績の平均値）とする特例

は、従来より単年度の暫定措置として延長してきているもの。

3 . 罰則水準の見直し

(1) 関税ほ脱罪に係る罰則水準の引上げ

(2) 輸入してはならない貨物を輸入する罪等に係る罰則水準の引上げ

(注) いずれの罰則水準も、内国税のほ脱罪等に係る罰則水準とのバランスを考慮。

4 . AEO制度の整備

AEO倉庫業者及びAEO通関業者がAEO事業者であることを自主的にとりやめるための届出手続の整備

(注) AEO（認定事業者）制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、迅速化・簡素化された税関手続の利用を認める制度。